

■保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、町民生活課医療給付係へお申し出ください
(お申し込みに必要なもの：ご本人の保険証、お支払いする口座の預金通帳とお届け印)

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成26年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちのピンク色の保険証を破棄し、黄緑色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成27年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民生活課医療給付係までお申し出ください。

新しい保険証の色は黄緑色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成27年 7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
保険料納付済月数	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成26年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	31001110110 公印 (朱)

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成26年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からはお持ちの水色の減額認定証を破棄し、黄色のものをご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、町民生活課医療給付係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・高齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証の色は黄色です

後期高齢者医療被保険者証・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成26年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成26年 8月 1日
有効期限	平成27年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院保険料当り月日	平成26年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	31001110110 公印 (朱)

■医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望される方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次の発行は9月（平成26年1月～6月の医療費を対象）に行います。

■新たに発行を希望される方はご連絡ください

新たに発行を希望される方は、お手数ですが、町民生活課医療給付係へご連絡ください。
(電話でのご連絡だけで手続きできます)

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

【お問い合わせ】
町民生活課医療給付係 (☎52-3315) または北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)